

生活支援体制整備事業における 住民参画・官民連携推進事業の創設 及び 都道府県版プラットフォームの構築の推進

厚生労働省
老健局 認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室
地域包括ケア推進官 大屋麻衣子

目 次

- 1 高齢者の方々が地域で自分らしく暮らし続けるために
- 2 生活支援体制整備事業における住民参画・官民連携
- 3 多様な主体の共創のためのプラットフォーム

高齢者の方々が地域で自分らしく暮らし続けるために

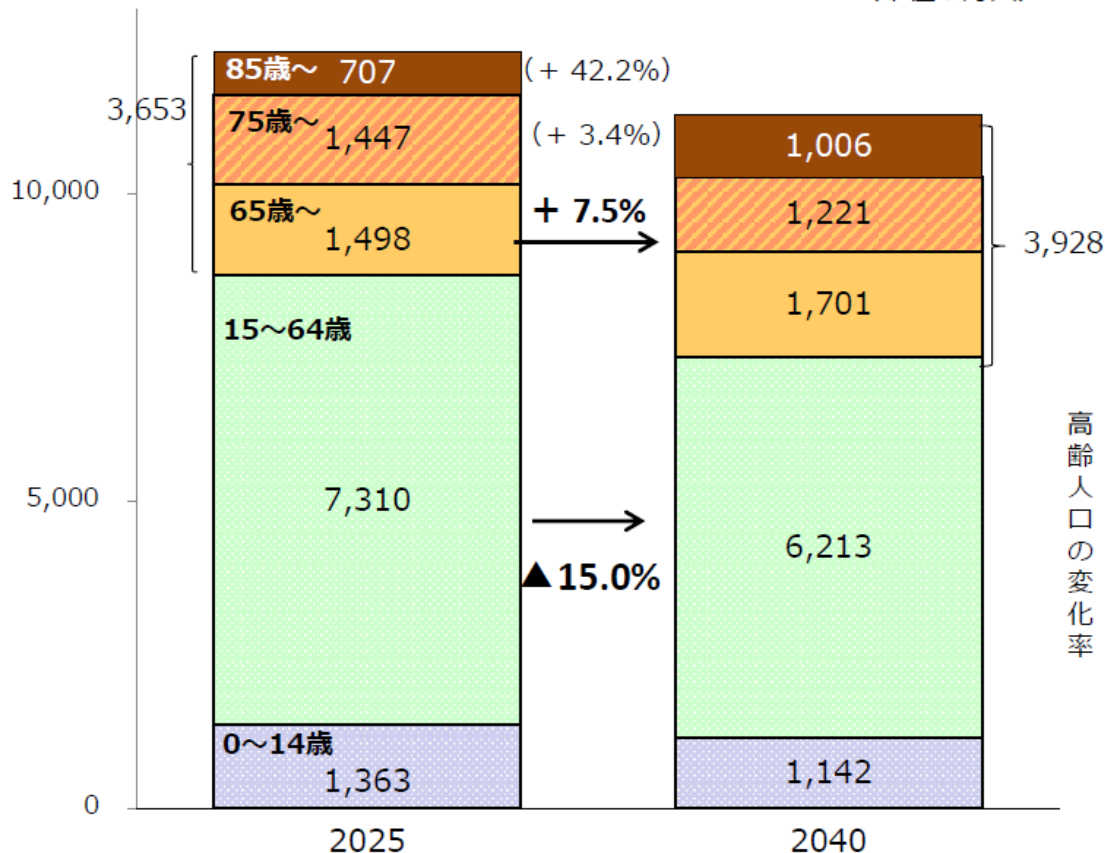
ひと、くらし、みらいのために

2040年の人口構成

- 2040年には、85歳以上人口を中心とした高齢化と生産年齢人口の減少が見られる。
- 地域ごとに見ると、**ほぼ全ての地域で生産年齢人口は減少し、都市部では高齢人口が増加、過疎地域では高齢人口は減少する。**

<人口構造の変化>

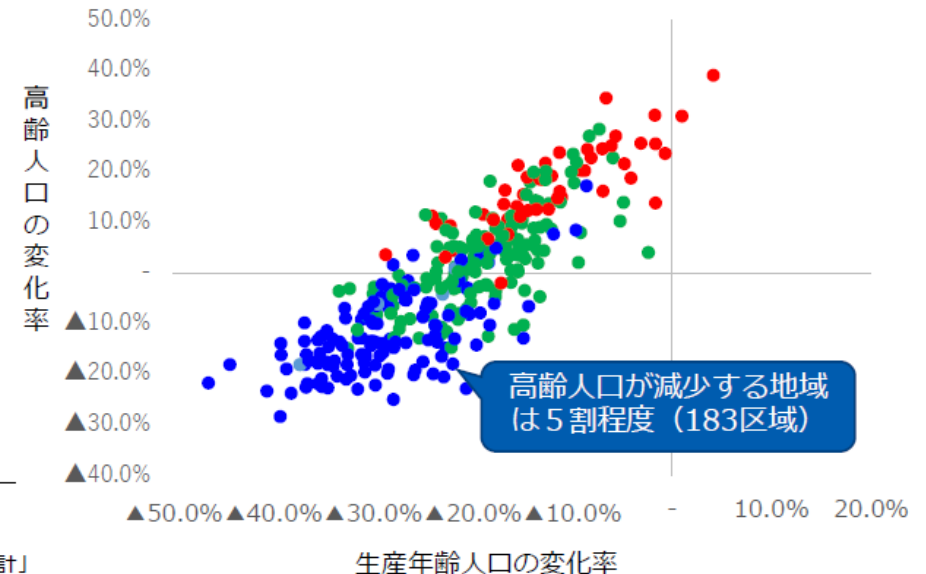
(単位：万人)



<2025→2040の年齢区分別人口の変化の状況>

	年齢区分別人口の変化率の平均値	
	生産年齢人口	高齢人口
●大都市型	-11.9%	17.2%
●地方都市型	-19.1%	2.4%
●過疎地域型	-28.4%	-12.2%

大都市型：人口が100万人以上（又は）人口密度が2,000人/km²以上
 地方都市型：人口が20万人以上（又は）人口10～20万人（かつ）人口密度が200人/km²以上
 過疎地域型：上記以外



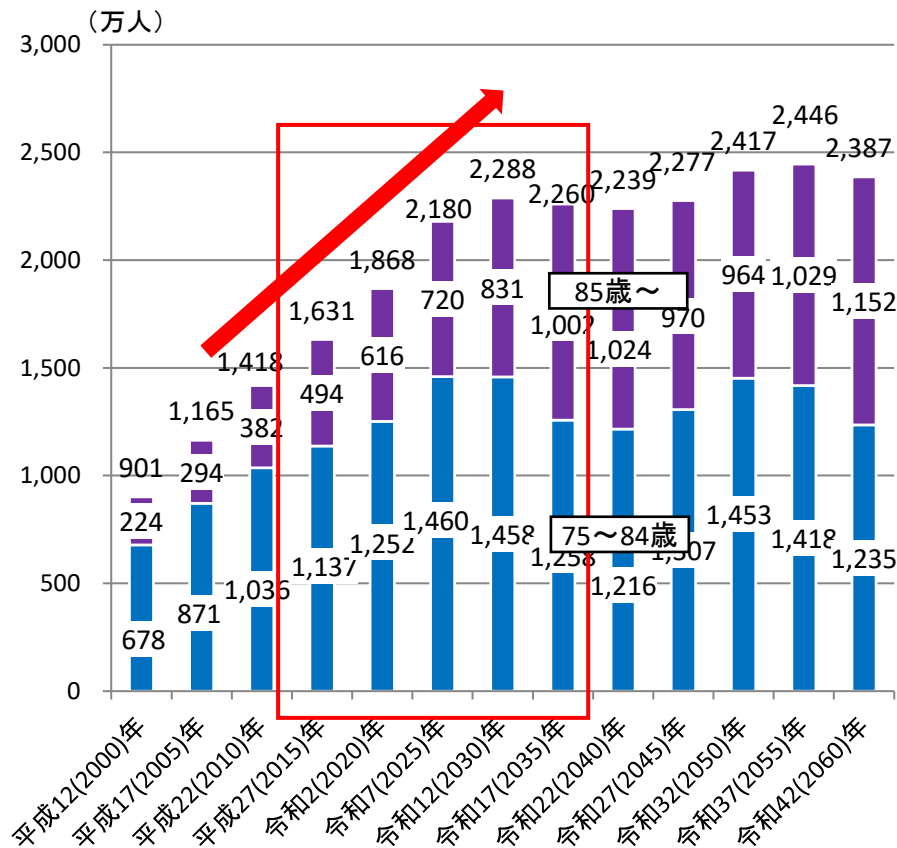
(出典) 総務省「国勢調査」「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 令和5年推計」

(資料出所) 第7回 新たな地域医療構想等に関する検討会（令和6年8月）

これからの高齢者人口の推移

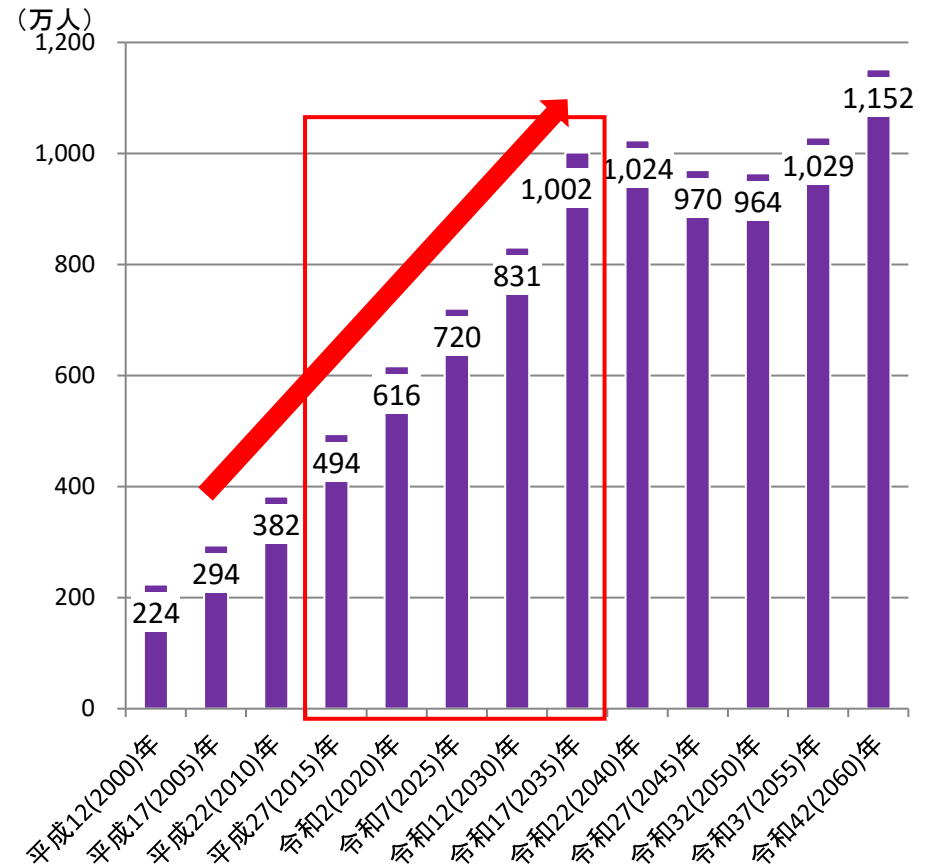
75歳以上の人口の推移

○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、**2015年から2025年までの10年間で、急速に増加。**



85歳以上の人口の推移

○85歳以上の人口は、2015年から2025年までの10年間、75歳以上人口を上回る勢いで増加し、**2035年頃まで一貫して増加。**



(資料) 将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年4月推計) 出生中位(死亡中位)推計
2020年までの実績は、総務省統計局「国勢調査」(年齢不詳人口を按分補正した人口)

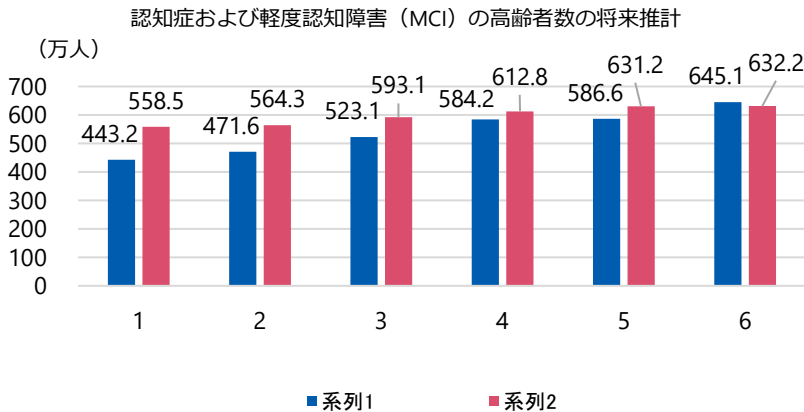
今後の介護保険を取り巻く状況

① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,653万人となり、2043年にはピークを迎える予測(3,953万人)。
また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2060年には、25%を超える見込み。

	2015年	2020年	2025年	2030年	2060年
65歳以上高齢者人口(割合)	3,385万人(26.6%)	3,603万人(28.6%)	3,653万人(29.6%)	3,696万人(30.8%)	3,644万人(37.9%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,631万人(12.8%)	1,860万人(14.7%)	2,155万人(17.5%)	2,261万人(18.8%)	2,437万人(25.3%)

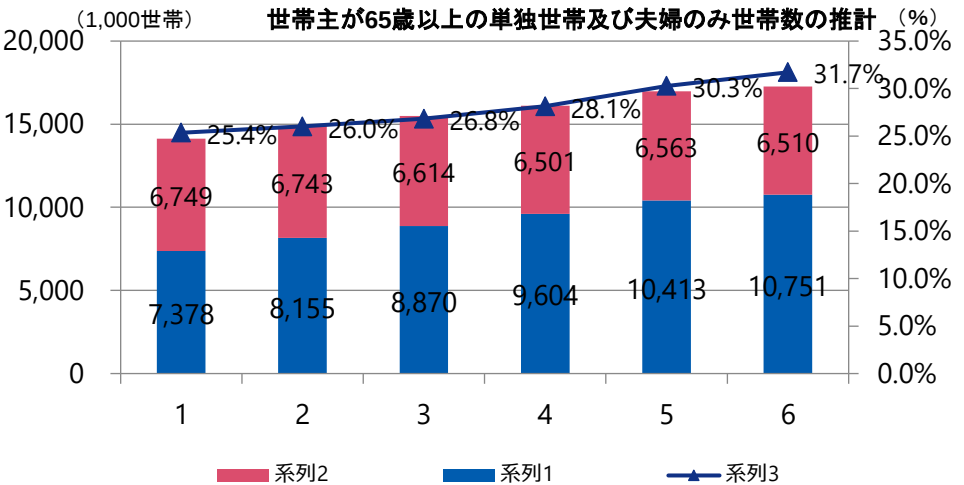
平成27(2015)年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(全国)(令和5(2023)年推計)」より作成

② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者等が増加していく。



資料：「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」(令和5年度老人保健事業推進費等補助金 九州大学 二宮利治教授)より厚生労働省にて作成

③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(令和6(2024)年推計)」より作成

④ 75歳以上人口は、人口構成が比較的若い県で今後増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	沖縄県(1)	滋賀県(2)	栃木県(3)	宮城県(4)	神奈川県(5)	～	東京都(21)	～	高知県(45)	島根県(46)	山口県(47)	全国
2020年 <>は割合	15.8万人 <10.8%>	18.6万人 <13.1%>	27.1万人 <14.0%>	32.3万人 <14.0%>	123.1万人 <13.3%>		169.4万人 <12.1%>		13.1万人 <19.0%>	12.3万人 <18.4%>	24.5万人 <18.3%>	1860.2万人 <14.7%>
2040年 <>は割合 ()は倍率	25.3万人 <17.6%> (1.60倍)	24.9万人 <19.0%> (1.34倍)	35.5万人 <21.4%> (1.31倍)	41.8万人 <20.8%> (1.30倍)	156.8万人 <17.7%> (1.27倍)		202.7万人 <14.0%> (1.20倍)		13.9万人 <26.4%> (1.06倍)	12.9万人 <23.4%> (1.05倍)	25.5万人 <24.1%> (1.04倍)	2227.5万人 <19.7%> (1.20倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」より作成

介護保険制度の基本的な考え方

高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして自立支援・利用者本位・社会保険方式を基本的な考え方とする介護保険を創設（平成9年成立・平成12年施行）。

（目的）

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う**ため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、**もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る**ことを目的とする。

（介護保険）

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、**必要な保険給付を行う**ものとする。

- 2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。
- 3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、**被保険者の選択に基づき**、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
- 4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、**可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮**されなければならない。

（保険者）

第三条 **市町村及び特別区は**、この法律の定めるところにより、**介護保険を行う**ものとする。

- 2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

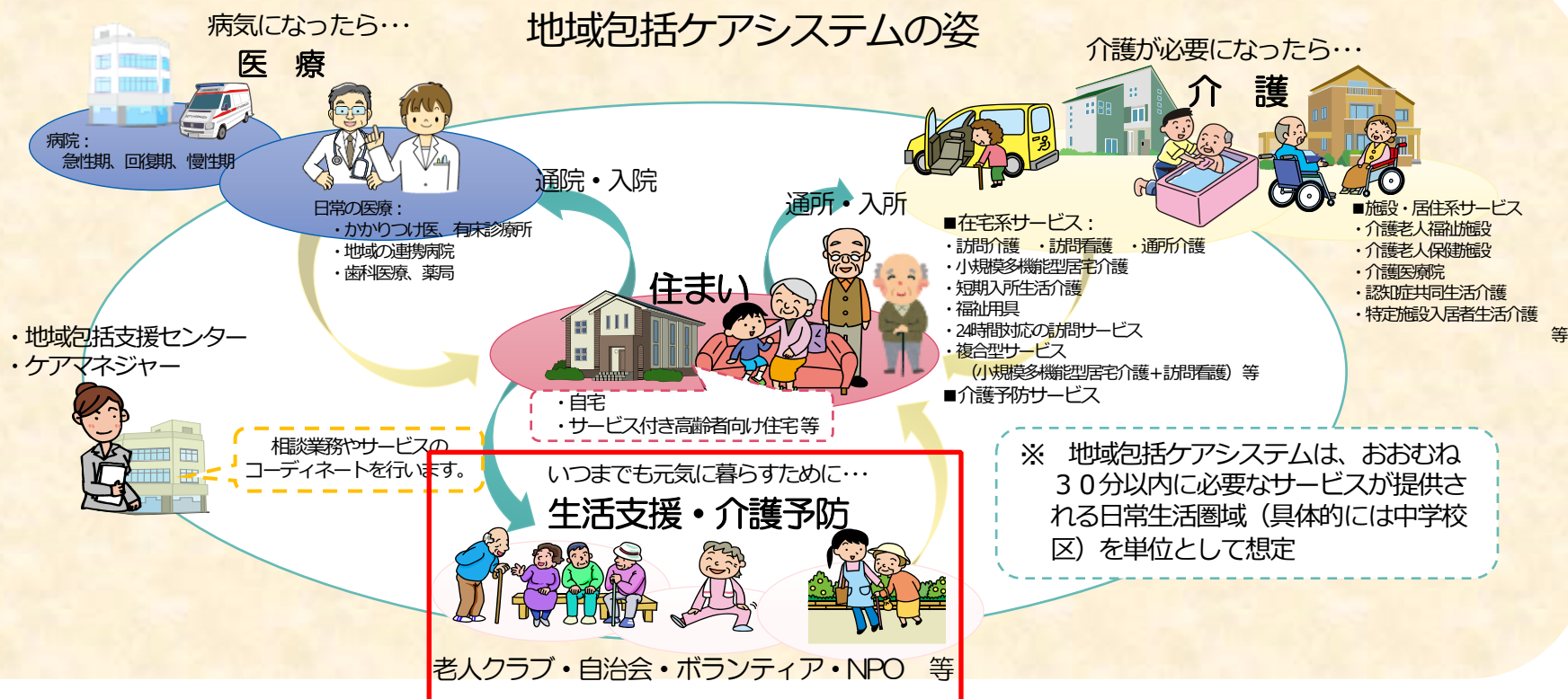
（国民の努力及び義務）

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、**進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努める**ものとする。

- 2 国民は、共同連帯の理念に基づき、**介護保険事業に要する費用を公平に負担する**ものとする。

地域包括ケアシステムの構築について

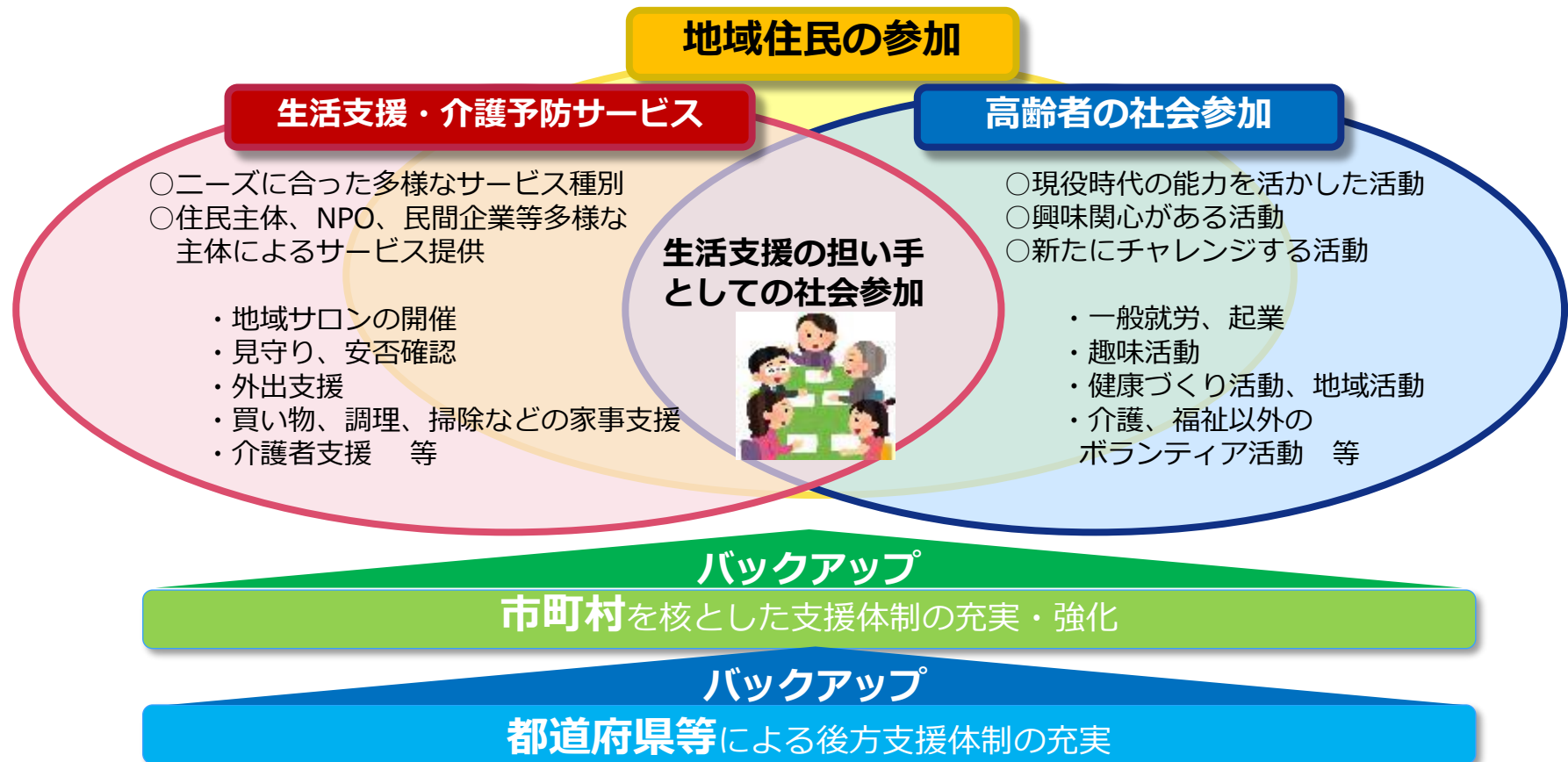
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



介護予防・日常生活支援総合事業の推進

～生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加～

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。
ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
- 高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。

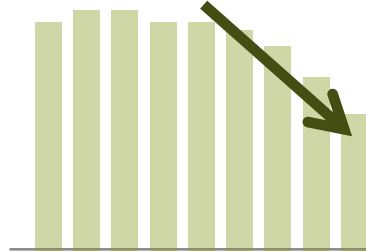
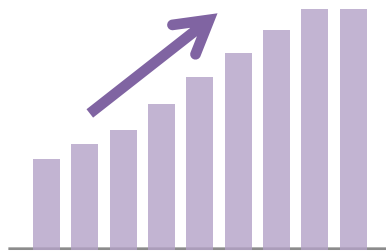


総合事業の充実に向けた基本的な考え方

- 2025年以降、現役世代が減少し医療・介護専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上高齢者は増加していく。また、こうした人口動態や地域資源は地域によって異なる。
- こうした中、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要。
- 総合事業をこうした地域づくりの基盤と位置づけ、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し自立した日常生活を継続できるよう支援するための体制を構築する。

85歳以上人口の増加

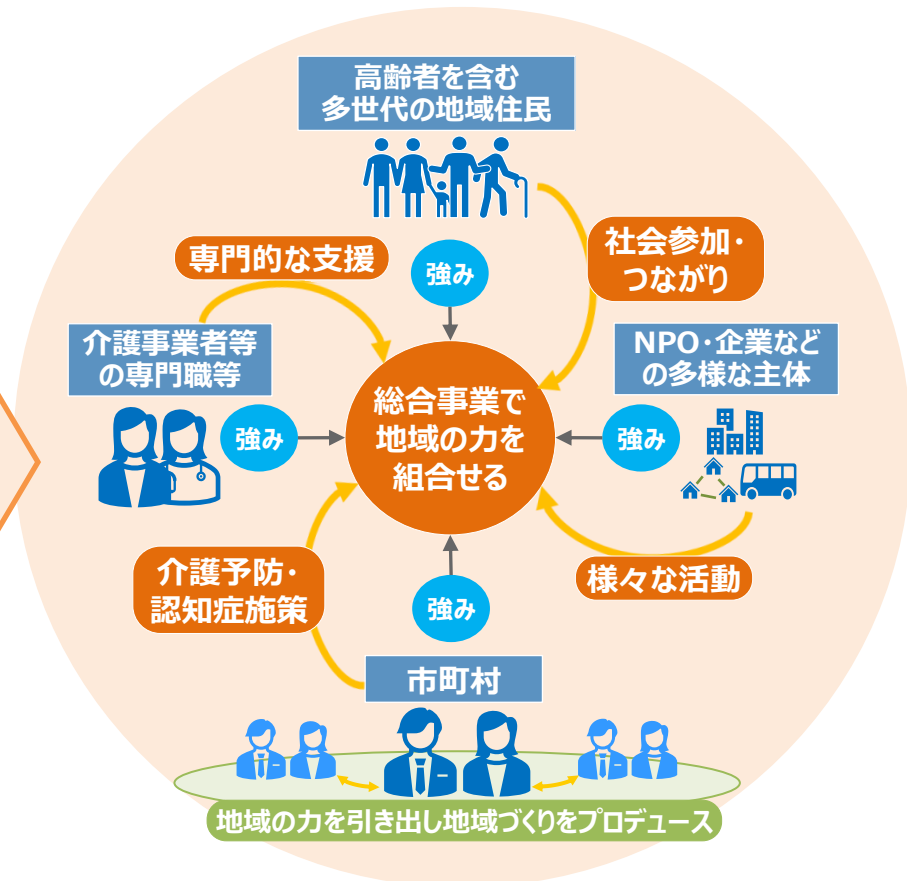
現役世代の減少



地域共生社会の実現



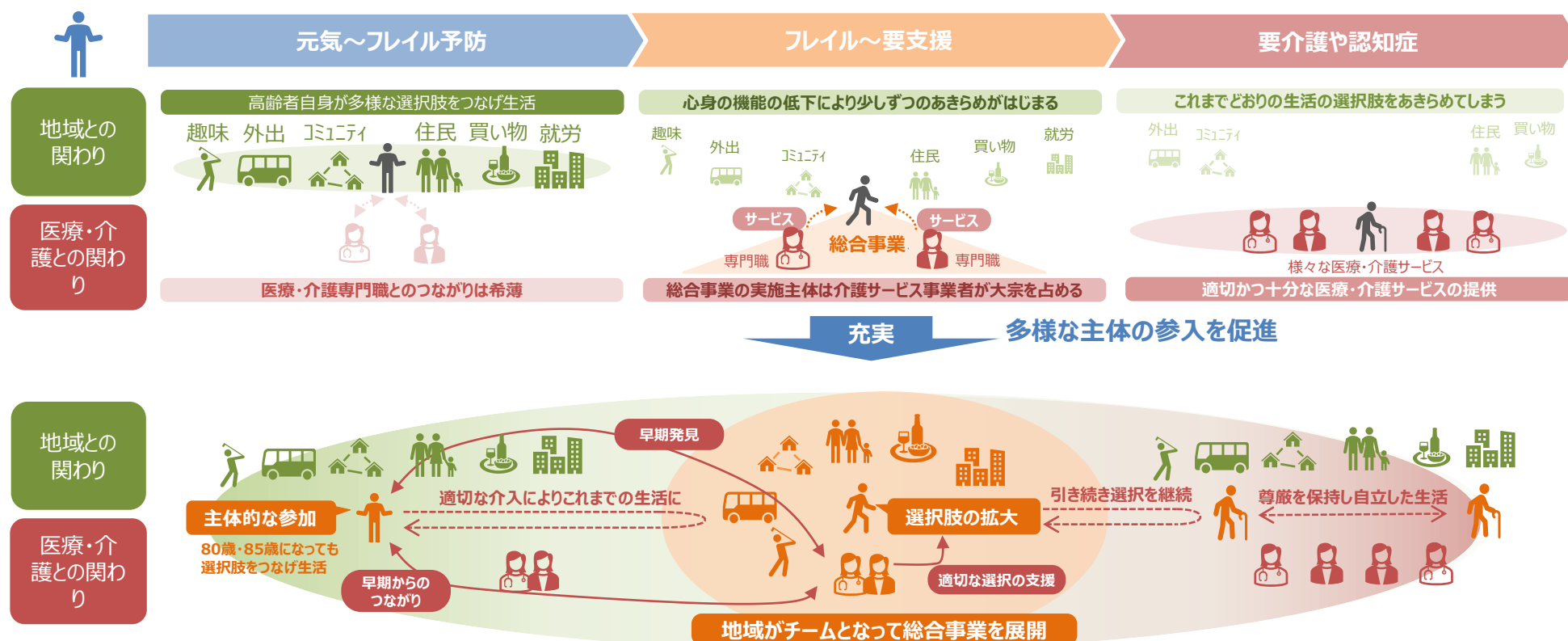
地域で暮らす人やそこにあるものは地域によって様々



介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理（概要）②

高齢者や多様な主体の参画を通じた地域共生社会の実現・地域の活性化

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。
- 総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、**高齢者自身が適切に活動を選択できる**ようにするものである。
- 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。



地域の人と資源がつながり地域共生社会の実現や地域の活性化

総合事業の充実のための対応の方向性

現状

■ 総合事業のサービス提供主体は、介護保険サービス事業者が主体

- ① 個々の高齢者の経験・価値観・意欲に応じた地域での日常生活と密接に関わるサービスをデザインしにくい
- ①' 要介護や認知症となると、地域とのつながりから離れてしまう
- ② 事業規模が小さく採算性の観点から、地域の産業や他分野の活動が総合事業のマーケットに入ることが難しい
- ③ 多様な主体によるサービスが地域住民に選ばれない
- ④ 2025年以降、現役世代は減少し担い手の確保が困難となる一方で、85歳以上高齢者は増加

対応の方向性

■ 地域共生社会の実現に向けた基盤として総合事業を地域で活用する視点から多様な主体の参画を促進

- ① 高齢者が地域とつながりながら自立した日常生活をおくるためのアクセス機会と選択肢の拡大
- ①' 要介護や認知症となっても総合事業を選択できる枠組みの充実
- ② 地域の多様な主体が自己の活動の一環として総合事業に取り組みやすくなるための方策の拡充
- ③ 高齢者の地域での自立した日常生活の継続の視点に立った介護予防ケアマネジメントの手法の展開
- ④ 総合事業と介護サービスとを一連のものとし、地域で必要となる支援を継続的に提供するための体制づくり

高齢者一人一人の 介護予防・社会参加・生活支援

- ・後期高齢者の認定率等
- ・主体的な選択による社会参加
- ・自立した地域生活の継続



総合事業により創出される 価値の再確認

地域共生社会の実現

- ・高齢者の地域生活の選択肢の拡大
- ・地域の産業の活性化（≡地域づくり）
- ・地域で必要となる支援の提供体制の確保

生活支援体制整備事業における住民参画・官民連携

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

生活支援体制整備事業について

生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置により、「市町村が中心となって」「多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進していく」もの（地域支援事業実施要綱より）

- 介護保険法（平成9年法律第123号）
（地域支援事業）

第百十五條の四十五（略）

- 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、**地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。**

五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

（１）生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。

資源開発

- 地域に不足するサービスの創出（既存の活動と地域をつなげることを含む）
- サービスの担い手（ボランティアを含む）の養成
- 元気な高齢者をはじめとする多世代の住民が担い手として活動する場の確保 など

ネットワーク構築

- 多様な主体を含む関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくり など

ニーズと取組のマッチング

- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング など

（２）協議体の設置 地域の多様な主体間の連携・協働を推進し生活支援コーディネーターの活動を支援・補完。

住民主体の活動団体

地域運営組織

NPO法人

社協・社会福祉法人

協同組合

民間企業

保険外サービス等の実施者

等

生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

- 第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※1）
- 第2層（日常生活圏域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数

★左記のほか、以下の事業も生活支援体制整備事業として実施が可能

- ・生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業 8,000千円（※2） × 市町村数（※1）
- ・住民参画・官民連携推進事業 4,000千円 × 市町村数（※1）
- ・就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置 8,000千円 × 市町村数（※1）

（※1）指定都市の場合は行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

（※2）地域包括支援センター以外の場所に配置した場合等は4,000千円

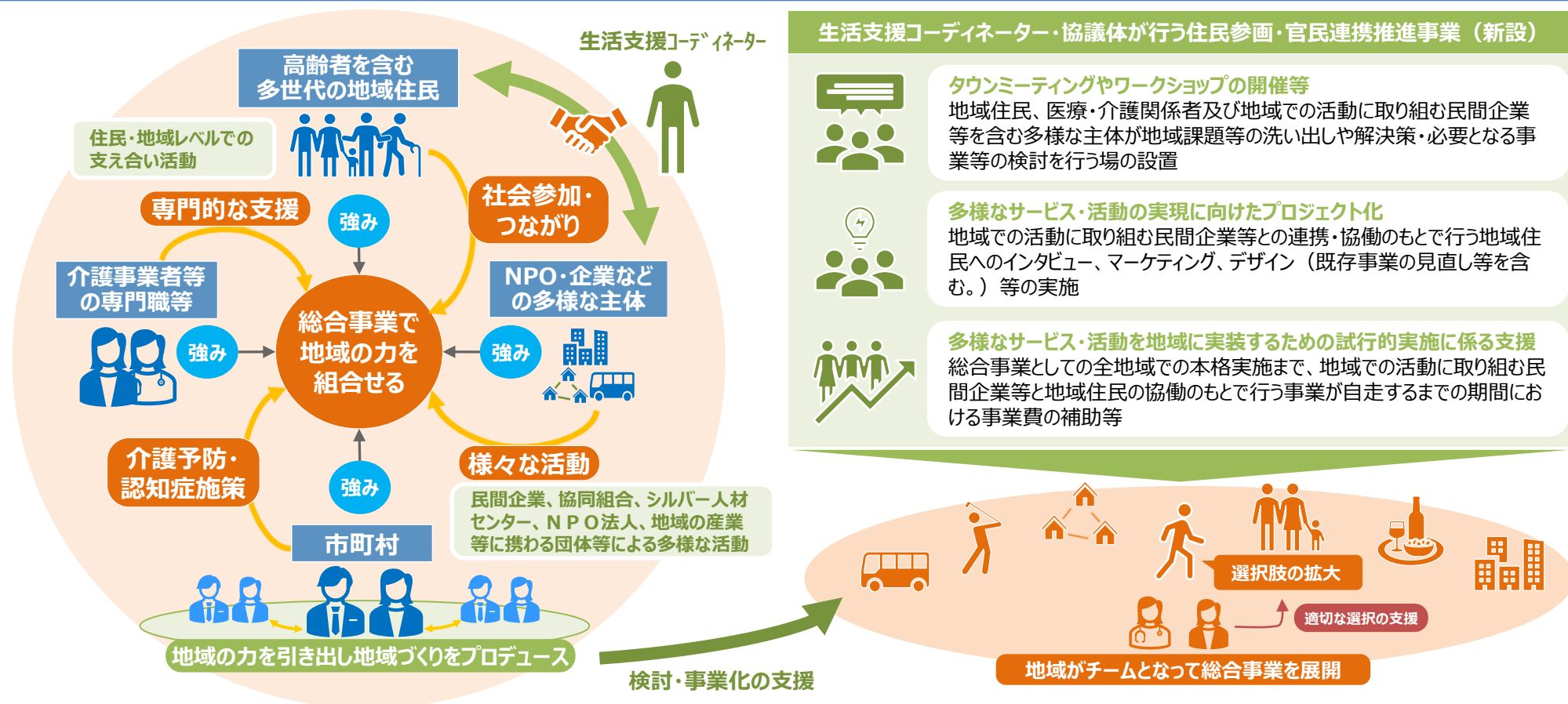
生活支援コーディネーターによる地域住民と地域の多様な主体との連携の推進

(令和6年度要綱改正：生活支援体制整備事業における住民参画・官民連携推進事業の創設)

○高齢者の目線に立ち、地域で一層の多様なサービス・活動の充実を図るためには、生活支援体制整備事業を活用し、地域住民の関心事項を引き出し、高齢者の日常生活を取り巻く様々な活動とをつなげていくことが重要。

○このため、生活支援体制整備事業について、住民や地域での活動に取り組む民間企業等とをつなげるための活動についての評価を拡充する。

生活支援体制整備事業の活性化を図るため、生活支援コーディネーターが、その活動や協議体運営を通じ、地域住民の活動とそれ以外の多様な主体の活動とをつなげる活動を評価するなどの検討が必要である。



生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

■第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）

■第2層（中学校区域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数

+ 住民参画・官民連携推進事業の実施
4,000千円 × 市町村数（※）

※ 指定都市の場合は行政区の数

一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

1 事業の目的

令和7年度当初予算案 78百万円（89百万円）※（）内は前年度当初予算額

- これまで団塊世代（1947～1949年生）が全員75歳以上を迎える2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じた支援パッケージを活用し、①有識者による市町村向け研修（全国・ブロック別）や②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等を行ってきたところ。
 - 令和4年12月の介護保険部会意見書で、「総合事業を充実化していくための包括的な方策の検討を早急に開始するとともに、自治体と連携しながら、第9期介護保険事業計画期間を通じて、工程表を作成しつつ、集中的に取り組んでいくことが適当である。」との意見を受け、令和5年度に「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会」を設置し、**第9期介護保険事業計画期間を通じた集中的な取組を促進**するため、検討会で議論を行い、令和5年12月7日に「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」を取りまとめたところ。
 - 中間整理において、地域共生社会の実現に向けた基盤として総合事業を地域で活用する視点から地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくする枠組みの構築を行うこととされたところ。
 - こうした検討会での議論等を踏まえ、本事業をととして**総合事業の充実に向けた取組を推進**していく。
- そのため、令和7年度においても、引き続き、以下の取組を行う。
- ①今後、こうした伴走的支援を地域に根差した形で展開していくため、全国8か所の地方厚生(支)局主導による支援対象を拡充するとともに地域で活動するアドバイザーを養成するなど、**地域レベルでの取組を一層促進**していく。
 - ②また、令和4年12月の介護保険部会意見書で、第9期計画期間を通じて総合事業の充実で集中的に取り組むことが適当であり、その際、地域の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進することとされていることを踏まえ、**生活支援体制整備事業を更に促進するためのプラットフォームの構築及び発展（全国シンポジウムの開催含む）**を図る。

2 事業の概要・スキーム

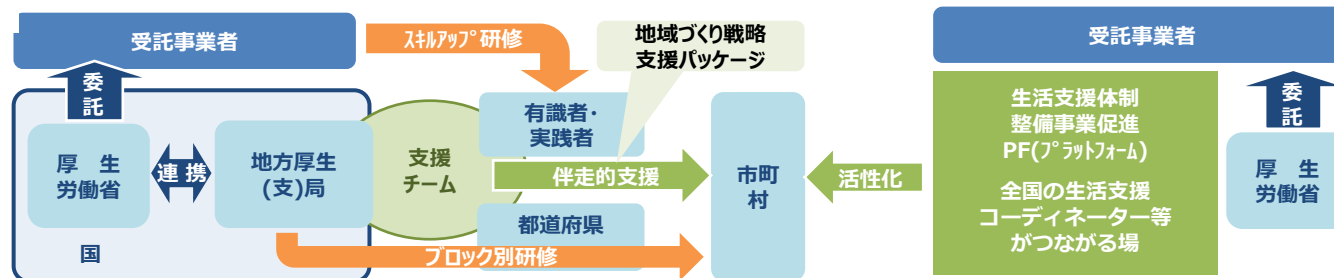
1. 地域包括ケアの推進を図るため、以下の事業により市町村を支援する。

- ① **地方厚生(支)局主導による支援パッケージを活用した伴走的支援の実施（全国24か所）**
 - ・地方厚生(支)局・都道府県と連携し、市町村を支援する地域の有識者・実践者の支援スキル向上に資する研修を併せて実施
- ② **自治体向け研修の実施（各地方厚生(支)局ブロックごと）**
- ③ **地域づくり戦略や支援パッケージ(注)の改訂など地域づくりに資するツールの充実**

(注) 市町村等が地域包括ケアを進める際に生じる様々な課題を解決するための実施方法やポイントをまとめたもの。

2. 全国の生活支援コーディネーターや多様な分野の団体等がつながるためのプラットフォーム（PF）を構築・発展

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】

- ・国から民間事業者へ委託



【補助率】

- ・国10/10

【参考】

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」

（令和5年12月22日閣議決定）

地域づくり加速化事業の成果物等

市町村における地域包括システムの構築・推進や総合事業の充実、また都道府県や地方厚生局による伴走的支援に資するよう、これまでの「地域づくり加速化事業」の成果物等を以下に掲載している。

■ 地域づくり加速化事業の概要

総合事業に関する厚労省ホームページ内

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html>

■ 有識者による市町村向け研修、伴走的支援の報告会

令和4・5年度事業の成果物

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32951.html

■ 支援パッケージ「地域づくり支援ハンドブックvol.2」

介護保険最新情報vol.1264

<https://www.mhlw.go.jp/content/001257663.pdf>

※令和4年度に策定したvol.1を一部改訂・市町村向けハンドブックを追加し、令和5年度にvol.2を策定。



～町の高齢者や庁内関係者と話し合いながら連携推進～

R6年3月：内部検討

- 近隣町の加速化での受援状況を聞き、R6年度での手上げを検討
- 課内での課題整理

4～5月：エントリー

- エントリーシートを作成し応募
- 応募にあたって課内・部内の認識合わせ

8月：0.5mtg

- 町の課題や取り組みたいことをシートにまとめ、支援チームと方向性を意見交換

【応募の背景】

地域の高齢者有志による「ほっとなまちをつくり隊」(協議体)の活動や役割をさらに広げていきたい！

9月初旬：現地支援1回目



現地支援日にあわせて協議体を開催し、「町のよいところ・困りごと」を話し合い

→協議体でどんなことができそうか、アイデアがたくさん出ました！

10月：
現地支援2回目

政策推進課、町民課、社会教育課、健康増進係が集まり、協議体から出たアイデアをもとに、「庁内で一緒に考えられそうなこと」を話し合い

→立場の異なる職員同士のディスカッションを通して、協議体のさらなる可能性が見えてきました！

加速化終了後は…

1月には住民を広く集めたシンポジウムも開催！

話し合われた作戦をもとに次年度以降に優先的に取り組むことを決め、協議体・庁内関係者と連携していきます！

9月中旬：1.5mtg

- 2回目支援では町職員同士で話し合いの機会をもつことに決定
- 2回目支援に向けて、庁内他課へ働きかけ(協議体での話し合いの様子を動画で見せながら、加速化での取組について説明し、2回目支援への参加を依頼)

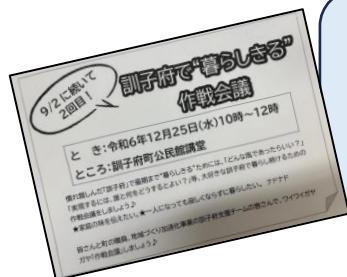
12月：
現地支援3回目

協議体と町職員、約40名が集合し、「訓子府で暮らしきる」ための3つのテーマに沿ってグループワークを実施

→誰と・どのように・何をするか？住民と役場、それぞれの立場でたくさんの作戦が生まれました！

11月：2.5mtg

- 3回目支援では「訓子府で暮らしきる作戦会議」と題して、協議体と町職員とで意見交換の場をもつことに決定
- 3回目支援に向けて、協議体や庁内関係課にチラシを配布し、参加を呼びかけ



町長からもご挨拶！

- ◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で**、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、**包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

身寄りのない高齢者等を支える地域での取組例

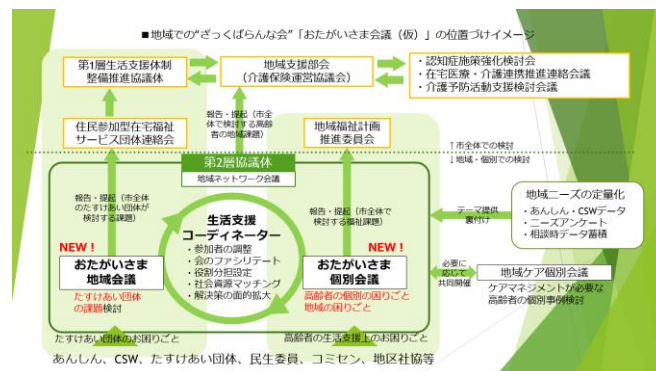
地域包括支援センター・ケアマネジャー主導型の取組（兵庫県朝来市）

- ・ ケアマネジャーの困りごとの中から身寄りのない高齢者への支援が地域課題として挙がり、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が中核となって、身寄りのない高齢者に関する課題を検討するワーキングを地域ケア会議の中に設置。
- ・ 主任ケアマネジャー、司法書士、医師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー等の多分野の関係者による議論を経て、「身寄りのない人を支える資源マップ」を作成。困りごとに応じた制度・資源の例や活用ポイントが整理されており、相談支援時に活用。



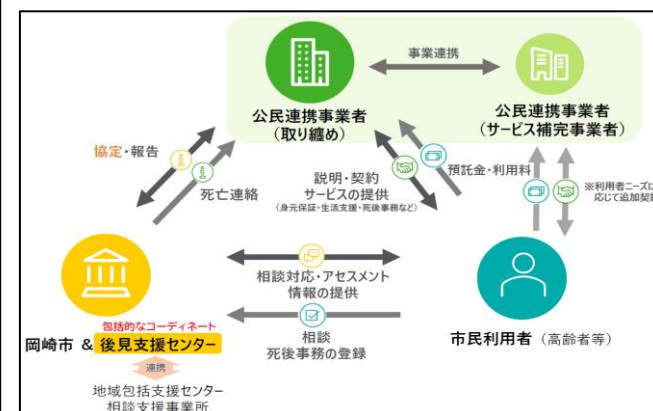
住民主体型の取組（島根県出雲市）

- ・ 独居高齢者や身寄りのない高齢者の増加に伴い、生活支援ニーズに応えていくためのボランティアの役割の重要性や、たすけあい活動を通じた社会参加・介護予防としての効果にも着目。
- ・ 地域の住民間で高齢者等を支え合う互助団体が市内に17団体存在し、家事支援や通院付添い等の活動を実施（利用料500～1400円/時）。
- ・ こうした団体の強みを活かしつつ、今後の担い手確保などの課題に対応できるよう、市が団体の連絡会や地域ケア会議を連動させる体系を整備し、住民主体団体の取組を支援するとともに、SCを中心とした高齢者等にかかる個別課題解決の場づくりを推進。



官民連携型の取組（愛知県岡崎市）

- ・ 多様化する社会課題や市民ニーズに対応するため、公共サービスを行政のみでなく、民間事業者等を含めた多様な担い手との連携による良質かつ効率的なサービスの提供を目指し、金融機関をコアメンバーとする「岡崎市SDGs 公民連携プラットフォーム」を設置。
- ・ 終末期の支援をパッケージで提供するため、本プラットフォームのスキームを活用し、「終活応援事業」を創設。
- ・ 居住支援法人や法律事務所、司法書士事務所母体の法人、葬儀社などの民間事業者と岡崎市とで協定を締結し、市民の求めに応じて必要なサービスの情報を提供。



高齢者の地域での日常生活における「選択肢」の拡大のための

多様な主体による総合事業（サービス・活動A等）実施の手引き

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域住民や産業との関わりの中で成立するものであり、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、**市町村が中心となって**、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた**地域の力を組み合わせる**という視点に立ち、**地域をデザインしていく**が必要。
- 地域のデザイン・総合事業の充実にあたっては、地域のつながりの中で、医療・介護の専門職が関わり合いながら、高齢者の日常と関わる**多様な分野の多様な主体の参画による「選択肢」の拡大**という観点が重要。
- 本手引きでは、**多様な主体の参画により総合事業（サービス・活動A等）を実施する際のプロセスや類型の例**等を整理。



こんな方向け

- ・総合事業（サービス・活動A）の本来の目的や意義を再確認したい！
- ・総合事業の検討の進め方、多様な主体との関わり方を知りたい！
- ・具体的な総合事業（サービス・活動A）のパターンや事例を知りたい！

※市町村の介護・福祉部局のご担当者様や地域の多様な主体のみなさまが、多様な主体による総合事業（主にサービス・活動A）の実施を検討する際に活用することを想定

POINT

総合事業（サービス・活動A）の活用パターンを類型化

図1 総合事業（サービス・活動A）の活用パターンを類型化	日常生活の支援サービス	専門職介入サービス
No.	①-1	①-2
モデル①	市場拡大のためにサービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル②	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル③	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル④	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル⑤	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル⑥	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル⑦	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル⑧	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル⑨	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル⑩	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル⑪	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル⑫	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル⑬	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル⑭	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル⑮	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル⑯	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル⑰	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル⑱	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル⑲	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル⑳	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㉑	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㉒	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㉓	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㉔	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㉕	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㉖	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㉗	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㉘	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㉙	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㉚	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㉛	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㉜	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㉝	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㉞	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㉟	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㊱	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㊲	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㊳	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㊴	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㊵	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㊶	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㊷	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㊸	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㊹	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㊺	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㊻	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㊼	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㊽	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㊾	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施
モデル㊿	市場拡大、利用者のために、サービス・活動Aを実施	新規事業立ち上げのためにサービス・活動Aを実施

各モデルの詳細説明と関連する事例の整理



手引きの内容

なぜ多様な主体の参画が必要なの？
それによってどんな効果があるの？

第1章 高齢者の地域での日常生活における「選択肢」の拡大

1. 総合事業の充実にに向けた基本的な考え方
2. 多様な主体の参画と地域全体のマネジメント

多様な主体によるサービス・活動を構築するためには、
何からはじめたらいいの？

第2章 総合事業（サービス・活動A等）の実施プロセス

1. 総合事業（サービス・活動A等）の実施・検討プロセス

具体的には、どんなサービスが考えられるの？

第3章 総合事業（サービス・活動A）の事例の類型化と紹介

1. 総合事業（サービス・活動A）の活用の類型化 まとめ
2. モデル①-1 日常生活の支援サービス
～市場拡大のためにサービス・活動A実施～
3. モデル①-2 日常生活の支援
～地域活性化のためにサービス・活動A実施～
4. モデル①-3 日常生活の支援サービス
～新規事業立ち上げのためにサービス・活動A実施～
5. モデル② 専門職介入サービス
～専門職介入サービスでのサービス・活動A実施～

POINT

多様な主体の参画による効果について記載

2 多様な主体の参画と地域全体のマネジメント

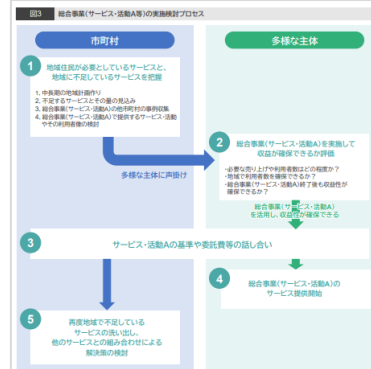
- ・ 総合事業が実施されるサービス事業者等の役割がより明確になることが多く、地域の資源がより効果的に活用されることにつながる。
- ・ 地域住民や事業者等が、総合事業の推進に積極的な役割を果たすことで、地域の活性化や高齢者の生活の質の向上につながる。
- ・ 地域住民や事業者等が、総合事業の推進に積極的な役割を果たすことで、地域の活性化や高齢者の生活の質の向上につながる。

1 多様な主体の参画による効果

1. 高齢者が元気で生活できるよう、地域の資源や社会資源を活用し、高齢者の生活の質の向上を図る。
2. 高齢者が元気で生活できるよう、地域の資源や社会資源を活用し、高齢者の生活の質の向上を図る。
3. 高齢者が元気で生活できるよう、地域の資源や社会資源を活用し、高齢者の生活の質の向上を図る。

POINT

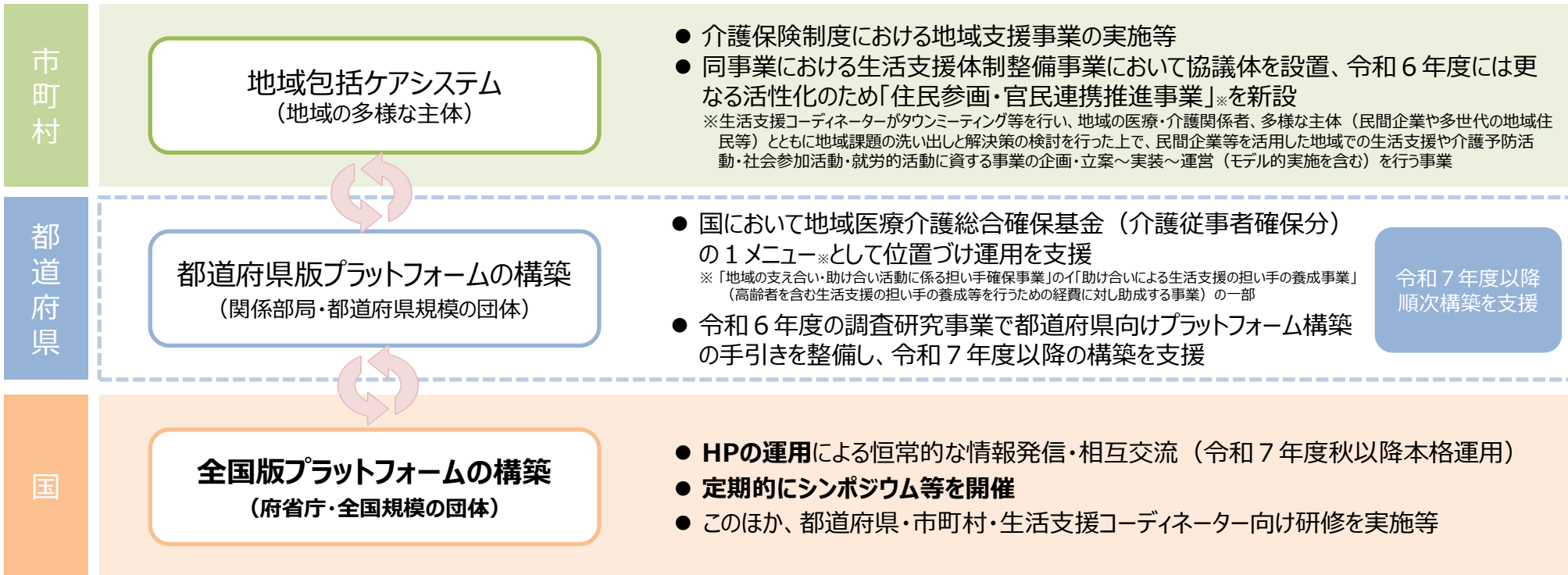
総合事業（サービス・活動A等）実施までの検討プロセスを整理



多様な主体の共創のためのプラットフォーム

生活支援共創プラットフォームの構築

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域の交通・産業・商業などの経済活動や住民による取組など多様な主体との関わりの中で成立するもの。
- 市町村が、高齢者の尊厳ある自立した生活を支えるための地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、こうした介護保険制度の領域を越えた活動との連携を深めることが重要であり、国・都道府県にプラットフォームを置き、地域共生社会の実現に寄与。



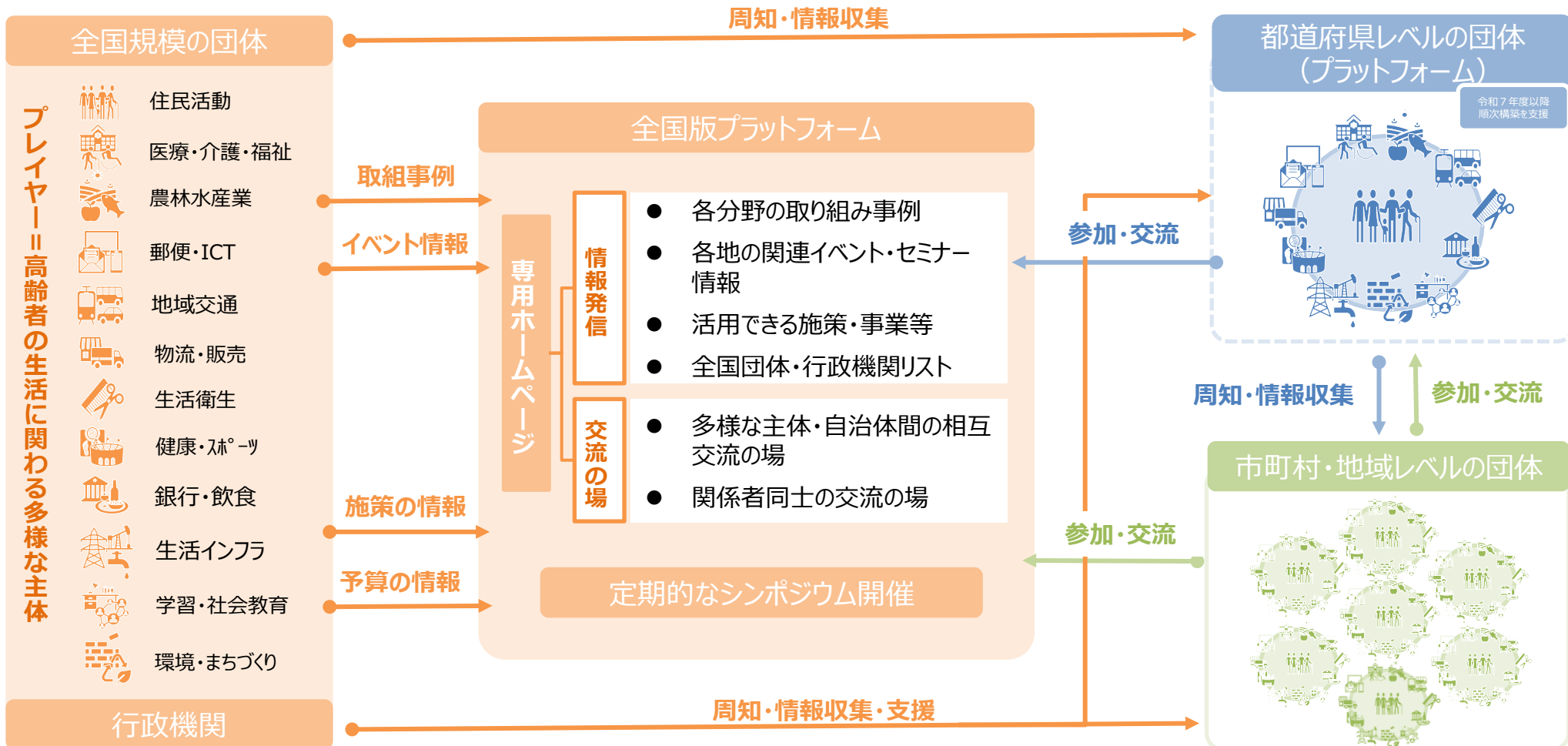
地域における多様な主体の共創の充実

掃除、洗濯、調理、買い物、見守り、移動（交通）、住まい、居場所、食事、健康、医療、介護、学び、文化・芸術、（多世代）交流
スポーツ・レクリエーション、まちづくり、ボランティア・地域活動、就労、後継者、防災・防犯、農地、環境保全



全国版プラットフォーム（イメージ）

- 全国版プラットフォームは、多様な分野の全国規模の関係団体等が、地域づくりのプレイヤーとして集い、交流することで、高齢者を支える生活支援の取組を共創していく基盤として位置づける。
- 具体的には、専用ホームページやシンポジウムでの情報収集・情報発信や相互交流等を通じ、会員・加盟団体等による地域レベルでの取組の共創につなげることを目指す。



専用HPのコンテンツイメージ（案）（令和7年秋頃から本格運用）

- 地域で活動をはじめようとする住民・市町村等が、その取り組みを進めるために有効と考えられる基本的な施策・予算・関連する領域に関わる団体等を知ることに加え、取組の加速化のためのヒントとなるような具体的な取組事例に触れるとともに、双方向のコミュニケーションを可能とする。



プラットフォームの趣旨に賛同いただいた 全国規模の団体・行政機関のリスト

※希望により団体HPへのリンクを掲載

具体的な地域での取組事例

※随時、団体等からの登録に応じて更新

※検索ワードや地域による検索を可能とする

※必要に応じて動画コンテンツとしても掲載



各省庁の関連施策・予算情報

※随時、行政機関からの登録に応じて更新

※都道府県のPF構築マニュアルや各省庁が開発する
地域づくりに役立つ支援ツールなども含む

関連リンク



交流掲示板

※分野を超えた交流・分野ごとの交流（同じ悩みを抱える地域レベルの関係者同士など）・自由な情報発信や双方向の対話を行うことのできる「場」づくりなど

関連するイベント等の開催情報

※随時、団体等からの登録に応じて更新



第1回オンラインシンポジウムと今後のスケジュール

- 国に置くプラットフォームのイメージを提示するとともに、官・民と住民による地域づくりの実践事例について周知し、令和7年度以降の取組を進めることの契機とする。
- 今回は、医療・介護のみならず他分野の領域で地域づくりに関わるより多くの関係者がこの取り組みを知る契機となるよう、オンラインアーカイブによる国のPFの第1弾のコンテンツとして開催し長期間視聴可能なものとする。次回シンポジウムは令和7年度（秋頃を目途）のHP本格運用とあわせて行う。

公開中（R7.3収録）

R7.4～

R7.秋頃

第1回オンラインシンポジウム

プラットフォームの構築について厚生労働省よりメッセージ

- プラットフォームの構築趣旨と今後の展開について

官・民・住民の共創による地域づくりの事例

多様な主体・行政による取組事例について地域づくりの専門家（東京都立大学 室田准教授）との対話形式で深堀り

- 兵庫ヤクルト販売株式会社
- 一般社団法人全国食支援活動協力会
- 東日本旅客鉄道株式会社・沿線まるごと株式会社
- 沖縄県地域包括ケア推進課

<シンポジウムの視聴はこちらから>

https://www.jmar.co.jp/topics/2025/0501_000562.html



ホームページの構築

都道府県PFの構築支援

PFのプレイヤー参加の呼びかけ

事例の収集・分析・公表

伴走的な支援

関係団体・行政機関より
地域の関係者に視聴よびかけ

ホームページの本格運用の開始

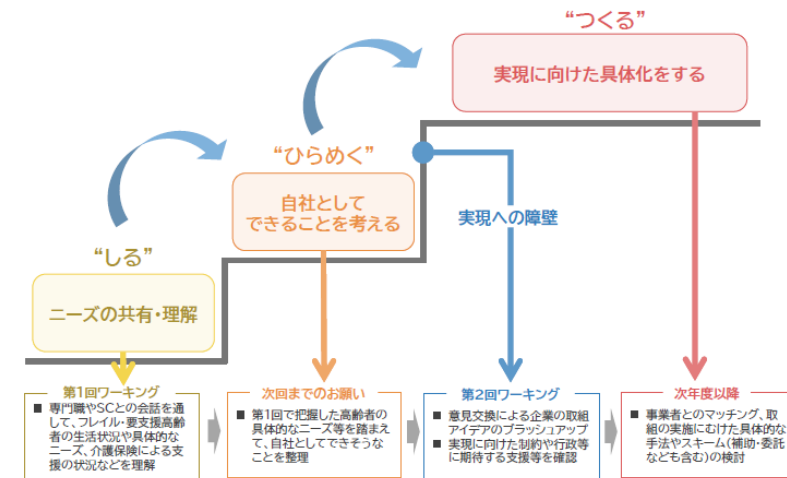
第2回シンポジウムの開催

生活支援共創プラットフォーム 第1回オンラインシンポジウム 沖縄県地域包括ケア推進課 「高齢者の生活課題の解決に向けた官民連携ワーキングについて」



官民連携ワーキングの目的

生活支援コーディネーター、地域包括支援センター及び市町村並びに民間企業、NPO法人、協同組合等の担当者が一堂に会し、高齢者の生活課題の解決に向けた話し合いを行い、具体化を目指すこと。



第1回ワーキング “知る”のフェーズ

民間企業等が、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター及び市町村との会話を通じ、フレイル・要支援高齢者の生活状況や具体的なニーズ、介護保険による支援の状況などを理解する。

第1回プログラム	第1回ワーキング 参加者
14:00 開会 高齢社会に関する話題(20分) 企業参加者の方の自己紹介(15分) ● 企業名、氏名、お立場、事業内容、参加目的 等 休憩 グループに分かれて意見交換(60分) ● 高齢者の介護予防・生活支援に関するニーズ等 全体共有(20分) ● 企業参加者の方から気づきや感想をコメント (一部の地域包括・SCの方からも感想をコメント) 次回に向けたお願い(20分) ● 次回までに準備いただきたい事項について ● 参考となる取組事例の紹介 16:45頃 終了	生活支援コーディネーター(SC)・市町村・地域包括支援センター 計18名 株式会社・合同会社・NPO法人・協同組合等 計14名 工夫した点 ✓ 制度の話は最小限に ✓ グループを途中で入れ替え ✓ 全国的事例紹介は終了前に少しだけ 会場の様子

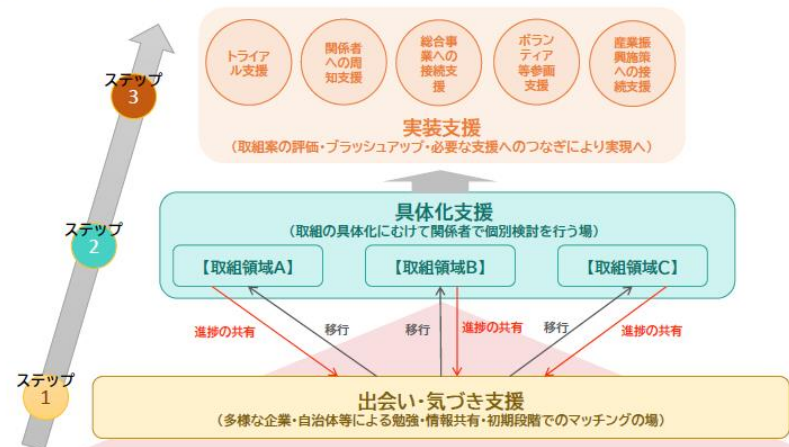
第2回ワーキング “ひらめく”のフェーズ

民間企業等が、第1回ワーキングで把握した高齢者の具体的なニーズ等を踏まえて、自社としてできそうなことを整理する。

第2回プログラム	第2回ワーキング 参加者
14:00 開会 ● 趣旨説明等(15分) 第1チーム ● 参加企業による取組アイデアの紹介(45分) ● ブースに分かれて意見交換(45分) 第2チーム ● 参加企業による取組アイデアの紹介(45分) ● ブースに分かれて意見交換(45分) ● まとめ・今後について(10分) 17:30頃 終了/交流タイム	生活支援コーディネーター(SC)・市町村・地域包括支援センター 計28名 株式会社・合同会社・NPO法人・協同組合等 計16名 工夫した点 ✓ 第2回ワーキングに向けた参加企業向けの事前オンライン相談会を実施 ✓ 取組アイデアの発表時間は短めに ✓ SC、包括、市町村は関心をもった企業のブースを自由に移動して意見交換 ✓ 庁内の関係課にも声かけ ✓ 最後に交流タイムを設定 苦労した点 ✓ インフルエンザの流行

今後の展開 “つくる”のフェーズへ

官民連携プラットフォーム(イメージ)



高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進める都道府県プラットフォーム構築の手引き

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護のみならず、地域の交通・産業・商業などの経済活動や住民による取組など**多様な主体との関わり**の中で成立するもの。
- 地域包括ケアシステムの深化・推進を図るためには、こうした介護保険制度の領域を越えた活動との連携を深めることが重要であり、国・都道府県に**高齢者の生活支援を地域の多様な主体の共創により進めるプラットフォーム（生活支援共創PF）**の構築を行い、多様な主体の参画・連携の機会を作ることが重要。
- 本手引きでは、都道府県レベルでの連携促進のため、**都道府県プラットフォームの構築ステップや想定される支援内容**等について整理。

こんな方向け

- ・市区町村における生活支援体制の整備のために都道府県からどんな支援ができるか知りたい！
- ・都道府県プラットフォームの構築のための道筋が知りたい！
- ・都道府県プラットフォーム構築のために具体的に何をしたら良いか知りたい！

⇒ 都道府県の担当者を中心に、市町村担当者、地域の多様な主体のみなさまに参照いただきたい内容を簡潔に整理！！

POINT

都道府県プラットフォームで
備えるのが望ましい代表的な
情報や機能の整理

都道府県PFの 主な情報・機能	主な提供価値			
	多様な主体との 継続的な連携を 図解する	多様な主体との 連携事例を 開示する	多様な主体の 存在・できること を開示する	関係性・ 多様な主体が 連携した取り組み の存在・方法 を伝える
自治体職員・SC等向け研修 P11		○		○
多様な主体の取り組み事例集 P12	●		○	
多様な主体リスト P13			●	
多様な主体の存在・立ち上げ ガイドブック P14				
市町村における多様な主体と 連携した生活実態の 取り組み事例集・実証実験 P15	●			●
市町村の生活支援体制と 多様な主体をつなぐイベント開催 P16				●

プラットフォームで扱う情報や
機能の説明、関連する事例
を掲載

[illegible]

手引きの内容

プラットフォームって何？ どうして必要なの？

第1章 都道府県プラットフォーム構築の意義と全体像

- 1.地域共生社会を目指した多様な主体との連携
- 2.都道府県プラットフォームの位置づけ
- 3.都道府県プラットフォームと全国版プラットフォーム等との関係性
- 4.都道府県プラットフォームの全体像

プラットフォームって、どうやって作ればいいの？

第2章 都道府県プラットフォームの構築ステップ

- 1.都道府県プラットフォーム活用の事前準備
- 2.都道府県プラットフォームを活用した地域課題の解決
- 3.都道府県プラットフォームの発展

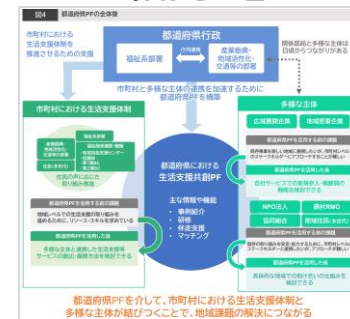
具体的には何が必要なの？

第3章 都道府県プラットフォームを構成する主な情報・機能

- 1.都道府県プラットフォームを構成する主な情報・機能の一覧
 - ・自治体職員・SC等向け研修
 - ・多様な主体の取り組み事例集
 - ・多様な主体リスト
 - ・多様な主体との事業立ち上げガイドブック
 - ・市町村における多様な主体と連携した生活支援の取り組みを促す伴走支援
 - ・市町村の生活支援体制と多様な主体をつなぐイベント開催

POINT

プラットフォームの位置づけ・全体像を整理



POINT

プラットフォーム構築の進め方 と必要な取組を整理



どうもありがとうございました

